

## 労災疾病臨床研究事業費補助金により取得した財産の取扱いについて

平成 29 年 10 月 31 日

労働基準局長 決定

(令和 2 年 12 月 25 日一部改正)

### 1 趣旨

労災疾病臨床研究事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械器具及びその他の財産（以下「機械器具等」という。）でその価格が単価 50 万円以上のものについては、補助金の交付を受けた研究者が補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「適正化法」という。）第 22 条及び労災疾病臨床研究事業費補助金交付要綱（平成 26 年 7 月 18 日厚生労働事務次官決定、平成 29 年 4 月 1 日一部改正）（以下「交付要綱」という。）第 12 条第 11 号の規定により、厚生労働大臣の承認が必要とされているところである。

また、交付要綱第 12 条第 12 号の規定により厚生労働大臣の承認を受けて機械器具等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。さらに、交付要綱第 12 条第 13 号により、研究事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこととされている。

これらの機械器具等について、補助金の目的に沿って適正に活用するため、研究期間終了後においても引き続き所属機関で、研究事業と類似した研究活動に利活用する場合について、適正化法第 22 条の規定による財産処分の承認の手続の簡素化を図ることとする。

### 2 対象範囲

以下の 3 の取扱いは、補助金の目的に沿って研究事業と類似した研究活動に適正に活用するため、次に掲げる機関に所属する研究者が当該所属機関等に機械器具等を譲渡する場合に適用し、4 の取扱いは、次に掲げる機関に所属する研究者及び当該所属機関が、他の研究者等に対して、補助事業で購入した機械器具等を利活用する場合に適用する。

- (1) 厚生労働省の施設等機関
- (2) 地方公共団体の病院及び附属試験研究機関

- (3) 学校教育法に基づく大学及び同附属病院並びに同附属試験研究機関
- (4) 民間の研究所
- (5) 研究を事業目的の一環として行っている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び医療法（昭和23年法律第205号）第39条に定める社団又は財団
- (6) 研究を事業目的の一環として行っている独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条の規定に基づき設立された独立行政法人
- (7) その他厚生労働大臣が適当と認めるもの

### 3 譲渡に関する特例

補助金により取得した機械器具等を所属機関及び研究開発機関等へ無償譲渡するに当たっては、今後、次の条件を付したうえ、原則として譲渡を行う前に研究代表者、補助金の交付を受ける研究分担者が別紙様式1により厚生労働大臣に報告するものとし、報告があった場合には、厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。

この場合の当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要とする。

- (1) 研究期間中に譲渡する場合においては、研究者が研究事業の目的を達成するために機械器具等を使用すること。
- (2) 無償譲渡を受けた所属機関及び研究開発機関等においては、研究事業と類似した研究活動に使用すること。また、備品台帳などで適正に管理し、かつ効率的な運用ができること。
- (3) 無償譲渡を受けた所属機関及び研究開発機関等において元の財産の取得時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行わないこと。

なお、無償譲渡を行った研究者が他の研究機関に所属することとなる場合であって、当該研究者が新たに所属することとなる所属機関において当該機械器具等を使用することを希望する場合は、研究機関は研究機関が定める規程等に基づき、当該機械器具等を研究者に返還すること。

※補助金の交付を受けない研究分担者が補助金の目的に沿って研究事業と類似した研究活動に適正に活用するため、当該研究分担者の所属機関に譲渡することを妨げないが、そのような場合でも、機械器具等を総括管理する研究代表者又は補助金の交付を受ける研究分担者において確認の上、報告を行うこと。

### 4 購入した機械器具等の有効活用に関する特例

- (1) 補助事業で購入した50万円以上の機械器具等について、業務時間内の時間

帯を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に（当該年度を超えない範囲で）他の研究開発に使用するために転用又は貸付を行う場合は、次の条件を付したうえ、別紙様式2による報告書の提出をもって厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うこととし、補助事業実施期間中も本対応を実施する。この場合、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。なお、提出された報告書において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

- ① 使用予定者との間で一時使用に係る管理協定等を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。
- ② 貸付けを行う場合は原則無償貸付とする。ただし、貸付額は実費相当額を求めても差し支えないものとする。

- (2) 厚生労働大臣は必要に応じて、上記別紙様式2により承認とみなした財産の活用状況について補助事業者等から報告を受け、又は確認することができる。

## 5 その他

本通知によらない財産処分の承認手続きについては、従前のおりとする。

附則（令和2年12月25日改正）

この変更は、令和2年12月25日から施行する。